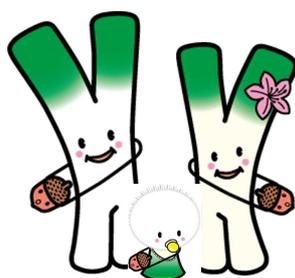


# 第2期米子市再犯防止推進計画 (案)



令和8年度～令和12年度  
(2026～2030)

米子市

## 目 次

### 第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第 2 章 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第 3 章 再犯防止等に関する取組

- 1 支援制度の適切な利用促進のための取組・・・・・・・・ 3
  - (1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進・・・・・・・・ 4
  - (2) 就労の確保のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 住居の確保のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (4) 薬物依存者への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組・・・・ 7
- 3 民間協力者の活動の促進等のための取組・・・・・・・・ 8

### 第 4 章 推進体制

- 1 関係機関との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 庁内の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 資料

- ・ 犯罪統計データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）・・・・ 15

## 第1章 計画策定の趣旨

---

### 1 計画策定の目的

全国の刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は47.0%と前年(47.9%)よりも0.9ポイント減少しましたが、依然として高い状況となっています。(令和6年度版再犯防止推進白書より)

「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)に基づき国が策定した「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(以下「再犯防止推進計画」という。)及び鳥取県が策定した「鳥取県再犯防止推進計画」については、それぞれ必要な見直し等を行った「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月)、「第2期鳥取県再犯防止推進計画」(令和6年3月)が策定されました。また、令和7年6月1日から、刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立)により、刑罰の種類が変更され、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されました。再犯防止対策の必要性・重要性が高まる中、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能になりました。

このような状況を踏まえ、本市においても、令和3年に策定した「米子市再犯防止推進計画」での取組を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期米子市再犯防止推進計画」を策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項に定める計画として策定します。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の基本方針

---

「第2次再犯防止推進計画」及び「第2期鳥取県再犯防止推進計画」に設定されている基本方針を踏まえて、多様化の進む社会において、犯罪をした人等が孤立することなく地域社会を構成する一員として復帰することで、市民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 支援制度の適切な利用促進
- 2 学校等と連携した修学支援等
- 3 民間協力者の活動の促進等

【参考 1】「第 2 次再犯防止推進計画」基本方針

(施策の実施者が目指すべき方向・視点として「再犯防止推進計画」を踏襲)

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【参考 2】「第 2 期鳥取県再犯防止推進計画」基本方針

多様化の進む社会において、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国の第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）における 7 つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ、次の 5 つの重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の促進等
- 5 地域による包摂の推進

## 第3章 再犯防止等に関する取組

---

### 1 支援制度の適切な利用促進のための取組

#### 【第1期のまとめ】

高齢者や障がいのある人、生活困窮者等への福祉的支援は、犯罪をした人等に対しても等しく提供されるものであり、犯罪をした人等が孤立することなく地域社会の一員として復帰するために重要な取組です。

国においては、地域共生社会の実現のため、社会福祉法の一部が改正（令和3年4月1日施行）され、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。本市では、多様な福祉課題の解決に資する包括的な支援体制を構築するため、支援関係機関や地域住民等との協働による支援を行うことを目的として、令和4年4月に開設した総合相談支援センター「えしこに」を拠点として、重層的支援体制整備事業を実施しています。高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮といった既存の窓口を基盤として、「えしこに」がバックアップしながら様々な福祉課題を抱えた方に支援を届ける体制を整えました。しかし、時代背景とともに、市民が抱える課題は複雑化、複合化しているため、犯罪をした人等も含めて、支援体制のさらなる充実が求められます。

また、法改正に伴い、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」において、「再犯防止推進法」を踏まえ、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として記載されました。これを受け、本市でも、「第2期米子市地域“つながる”福祉プラン（計画期間：令和7年度から令和11年度）」において、「罪を犯した人の更生支援」が盛り込まれました。犯罪をした人等は、身寄りがない、親族と疎遠になるなどの要因で孤立してしまう人が多い傾向にあり、就労、住居の確保等も含め、いかに必要な福祉サービスへつなげるかが課題です。

この他、令和7年4月1日時点での協力雇用主の登録は鳥取県で124社、米子市で21社となっています。就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する協力雇用主の方々の存在が不可欠であり、その確保が課題となっています。本市では、協力雇用主の必要性を広く啓発するため、パンフレットの設置等の広報を実施しています。

#### (1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進

## ◇現状と課題

### 「第二次再犯防止推進計画 第2-1. 高齢者又は障害のある者等への支援等」より

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっている。(中略) 高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要がある。

## ◇市の取組

### ①「米子市地域“つながる”福祉プラン」に基づく支援

「第2期米子市地域“つながる”福祉プラン(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)」では、社会福祉法の改正を受け、福祉的支援が必要な犯罪をした人等に対する包括的な支援の取組を盛り込んでいます。本市での高齢者や障がいのある人、生活困窮者等への福祉的支援は、犯罪をした人等であるか否かにかかわらず提供されるものであり、福祉プラン等に基づき支援へつなげるよう努めます。

### ②重層的支援体制整備事業による包括的な支援

高齢者や障がいのある人、生活困窮者等の犯罪をした人等を含め、様々な困難を抱えた人がどこに相談すればよいかわからないために、必要な福祉サービスを受けることが難しいという状況を、総合相談支援センター「えしこに」を拠点とした重層的支援体制整備事業により包括的な支援に結びつけ、生活の安定に取り組めます。また、令和7年6月1日から、刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立)により拘禁刑が創設されるなど、再犯防止対策の必要性・重要性が高まる中、犯罪をした人等の福祉的支援に関して、必要に応じて、県地域生活定着支援センター、保護観察所、保護司会等の関係機関・団体と適切な支援の方法について検討し、福祉サービスにつなげます。

## (2) 就労の確保のための支援

### ◇現状と課題

### 「第二次再犯防止推進計画 第1-1. 就労の確保等」より

不安定な就労が再犯防止の要因になっている。(中略) 依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等

から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援（中略）等を更に充実させる必要がある。

#### ◇市の取組

##### ①協力雇用主の確保へ向けた啓発

犯罪をした人等の円滑な社会復帰・職場定着に向けては、協力雇用主の存在が不可欠です。さらに、雇用主の登録数の増加、業種の多様化は、対象者への支援の幅を広げるために必要であり、協力雇用主を新たに確保するため、県立ハローワーク、ハローワーク、保護観察所、保護司会等の関係機関・団体と連携し、企業等に対して、制度の意義を周知し更生保護に対する理解を深めるための広報・啓発を行います。

##### ②生活困窮者自立相談支援事業による支援

よなご暮らしサポートセンター（米子市社会福祉協議会内）を相談窓口として、自立相談支援事業による就労支援と、住居確保給付金事業等の必要な事業を組み合わせ、生活困窮者の就労や住まいの確保に向けて一元的な支援を行います。

##### ③生活保護受給者等就労支援事業による支援

就労による自立促進を図るため、ハローワークとの連携により、生活保護受給者やひとり親、生活困窮者等への就労支援を行います。

##### ④障がいのある人への就労支援

障がいのある人の就労支援、雇用の促進については、関係機関との連携により就労系の障がい福祉サービスの利用や一般就労に向けた支援を行います。また、事業所（企業）の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。さらに、企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図ります。

### (3) 住居の確保のための支援

#### ◇現状と課題

「第二次再犯防止推進計画 第1-2.住居の確保等」より

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。～（略）

#### ◇市の取組

##### ①市営住宅への入居

市営住宅の適切なストック管理に努めるとともに、住宅確保要配慮者（高齢者、障がいのある人、生活困窮者、刑務所出所者等）の住宅確保に取り組みます。

##### ②セーフティネット住宅等家賃等低廉化事業による支援

住宅確保要配慮者がセーフティネット専用住宅及び居住サポート住宅に入居する際の家賃等低廉化事業を実施し、居住の安定の確保を図ります。

##### ③住居確保給付金事業による支援

よなご暮らしサポートセンターが相談窓口となり、離職等のため経済的に困窮し住宅を喪失した人もしくは喪失する恐れのある人に家賃相当額を支給し、住まいの確保に向けた支援を行います。

##### ④あんしん賃貸支援事業による支援

住宅確保要配慮者からの相談があった場合、住まいの確保と安定を支援するため鳥取県居住支援協議会のあんしん賃貸相談員へつなぎ、住宅確保の促進を図ります。

##### ⑤鳥取県家賃債務保証事業による支援

家賃が支払えるにもかかわらず、保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない人について、鳥取県居住支援協議会のあんしん賃貸相談員へつなぎ、同協議会が実施する鳥取県家賃債務保証事業により支援を行います。

##### ⑥米子市居住支援協議会による支援

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和7年10月に米子市居住支援協議会を設立しました。不動産関係団体や福祉関係団体等の関係団体の協力体制を構築し、住宅確保要配慮者の住宅確保に取り組みます。

#### (4) 薬物依存者への支援等

#### ◇現状と課題

「第二次再犯防止推進計画 第2-2.薬物依存の問題を抱える者への支援等」より

～(略)薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もある。

#### ◇市の取組

県の健康医療局、精神保健福祉センター、その他の関係機関と連携し、相談、支援体制について適切な情報提供に努めます。また、県の依存症支援拠点機関である社会医療法人明和会医療福祉センター渡部病院、民間の薬物依存症リハビリ施設である鳥取ダルク等は、県東部にあることにより、西部では情報が伝わりにくい状況があることから、その活動状況等についての情報提供に努めます。さらに、厚生労働省が主催する、「ダメ。ゼッタイ」普及運動等を通じて、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識し、薬物使用を防止するための広報・啓発を行います。

その他、小中学校で薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物の危険性・有害性について、児童生徒が正しい知識を得て理解を深めるための取組を行います。

## 2 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### 【第1期のまとめ】

就学支援の充実については、生活困窮等、様々な困難を抱える家庭の児童生徒、保護者のため、スクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒の相談・支援体制を強化しました。さらに、心理的要因等により在籍する学校へ通いづらさを感じている児童生徒が、社会的な自立や学校復帰に向かうきっかけづくりとすることやその意欲を醸成することを目的に、教育支援センター「ぷらっとホーム」を設置しました。その他、生活保護受給世帯、ひとり親家庭の子どもたちに学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行う学習支援事業（こども☆みらい塾）を実施しています。

少年の非行防止については、本市少年育成センターにおいて、学校、警察をはじめとする関係機関や少年指導委員及び地域と連携して、街頭指導、青色防犯パトロール車による巡回指導、相談対応など様々な活動を行っています。

#### ◇現状と課題

「第二次再犯防止推進計画 第3-1. 学校等と連携した修学支援の実施等」より

我が国の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退している。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にある。(中略) 非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。～(略)

◇市の取組

①修学支援の充実

生活困窮等、様々な困難を抱える家庭の児童生徒、保護者に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。また、学校と児童相談所等の関係機関が連携しながら、必要に応じて個別指導にあたります。その他、生活保護受給世帯、ひとり親家庭の子どもたちに学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行います。

②少年の非行の防止

本市少年育成センターにおいて、学校、鳥取県警察本部西部少年サポートセンター(以下「西部少年サポートセンター」という。)などの関係機関や団体との連携を図り、少年の非行防止、健全な育成指導を総合的にを行います。また、少年指導委員による街頭指導や少年相談、安全パトロール等を実施します。さらに、安心・安全なインターネット利用について、ホームページや「米子市少年育成センターだより」などで、こどもと大人両方に対して意識啓発を行います。少年の非行等に関する相談については、本市少年育成センターのほか、西部少年サポートセンター等につながります。この他、学校においては、外部講師等を活用しながら非行防止教室を開催します。

### 3 民間協力者の活動の促進等のための取組

【第1期のまとめ】

保護司の人材確保について、米子保護区は定数78人のところ現在員数は65人(令和7年4月1日時点)で定数に達していません。今後も定年等によって減る見込みとなっており、人材不足が課題です。全国的な課題である保護司の人材確保については、保護

司の活動の重要性について周知するための住民への広報に加え、市職員への周知を図る等、保護司の活動についての理解を深めるための協力を行っています。また、鳥取保護観察所米子駐在官事務所と連携し、市民を対象とした更生保護をテーマとした講演会を実施するなどの啓発を実施しています。

さらに、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の意義を周知するため、7月の社会を明るくする運動強調月間に合わせて広報よなごへ掲載する等、広報・啓発活動を行っています。

#### ◇現状と課題

##### 「第二次再犯防止推進計画 第5 民間協力者の活動の促進等のための取組」より

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。(中略) 民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。(中略) また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、(中略) 自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。(中略) 保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。(中略)、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

#### ◇市の取組

##### ①民間協力者の活動の促進

地域で更生保護の活動を担う、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の活動に関する広報の充実を図り、その活動の重要性についての周知を行います。また、保護司の人材確保については、今後も活動の意義を広く周知するための広報等の協力を努めるとともに、市職員への保護司制度の周知を図ります。その他、広報よなご、市ホームページ、SNS等による広報・啓発活動を通じて、再犯の防止等についての市民の知識と理解を深め、更生保護ボランティアの活動を支援します。

②「社会を明るくする運動」強調月間等における広報・啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」の意義を周知し、再犯防止についての理解を深めるため、保護観察所や、保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護ボランティアと連携して広報・啓発を行います。また、「再犯防止推進法」により、7月の「社会を明るくする運動強調月間」が「再犯防止啓発月間」とされています。「社会を明るくする運動強調月間」に開催される「社会を明るくする運動開始式」等の事業を積極的に支援するとともに、広報よなご、市ホームページ、SNS等を活用し、再犯防止の重要性について一層の周知を図ります。

## 第4章 推進体制

---

### 1 関係機関との連携・協力

この計画の推進にあたっては、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再び社会の一員として復帰できるようにすることにより再犯を防止することで、市民の犯罪被害を防止するため、国、県、民間団体等の関係機関と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

### 2 庁内の実施体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課による「米子市再犯防止推進計画策定庁内連絡会議」を設置しました。また、オブザーバーとして関係機関等からの意見聴取を行い、計画の策定を進めてきました。

計画策定後も、本計画を着実に実施するため関係各課が緊密に連携し再犯防止施策に取り組みます。なお、必要に応じて関係部署の追加、変更を行います。

#### 米子市再犯防止推進計画策定庁内連絡会議

\*計画策定後は「米子市再犯防止推進計画庁内連絡会議」に名称を変更します。

・議長

人権政策監

・委員

人権政策課・福祉政策課・福祉課・障がい者支援課・長寿社会課・健康対策課・  
こども政策課・経済戦略課・住宅政策課・学校教育課

・オブザーバー

鳥取保護観察所・米子拘置支所・鳥取県立ハローワーク・米子ハローワーク・  
米子保護区保護司会・米子更生保護女性会・米子市社会福祉協議会

# 資料

## 犯罪統計データ（全国・鳥取県・米子警察署）

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません）

### 1 検挙人員総数中 再犯者数

年度別		令和4年		令和5年		令和6年	
罪種別 (少年を除く)		総数	うち 再犯者	総数	うち 再犯者	総数	うち 再犯者
全 国	刑法犯総数	154,033	76,250	163,870	80,187	169,552	81,695
	覚醒剤取締法	5,841	5,016	5,623	4,730	5,860	4,961
	麻薬等取締法	590	298	785	375	1,057	547
	大麻取締法	4,300	2,490	5,056	2,874	4,767	2,707
鳥取県	刑法犯総数	857	478	838	444	803	430
	覚醒剤取締法	25	19	20	18	11	11
	麻薬等取締法	0	0	2	0	2	0
	大麻取締法	5	3	18	16	8	3
米子 警察署	刑法犯総数	308	177	293	153	283	154
	覚醒剤取締法	13	12	10	10	5	5
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	1	7	7	5	3

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

## 2 犯行時の年齢別人数

年度別		令和4年		令和5年		令和6年	
罪種別 (少年を除く)		20～ 64歳	65歳 以上	20～ 64歳	65歳 以上	20～ 64歳	65歳 以上
全 国	刑法犯総数	114,889	39,144	122,771	41,099	128,482	41,070
	覚醒剤取締法	5,579	262	5,373	250	5,590	270
	麻薬等取締法	588	2	776	9	1,051	6
	大麻取締法	4,281	19	5,036	20	4,748	19
鳥取県	刑法犯総数	601	256	576	262	555	248
	覚醒剤取締法	22	3	20	0	11	0
	麻薬等取締法	0	0	2	0	2	0
	大麻取締法	5	0	18	0	8	0
米子 警察署	刑法犯総数	216	92	196	97	207	76
	覚醒剤取締法	10	3	10	0	5	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	0	7	0	5	0

### 3 検挙人員総数中 犯行時の無職者数

注1 無職者には学生・生徒等を含む。

年度別		令和4年		令和5年		令和6年	
		総数	うち 無職者	総数	うち 無職者	総数	うち 無職者
罪種別 (少年を除く)							
全 国	刑法犯総数	154,033	70,605	163,870	73,587	169,552	74,733
	覚醒剤取締法	5,841	2,847	5,623	2,773	5,860	3,059
	麻薬等取締法	590	239	785	315	1,057	361
	大麻取締法	4,300	1,066	5,056	1,307	4,767	1,172
鳥取県	刑法犯総数	857	419	838	372	803	364
	覚醒剤取締法	25	8	20	11	11	4
	麻薬等取締法	0	0	2	1	2	1
	大麻取締法	5	0	18	7	8	0
米子 警察署	刑法犯総数	308	150	293	142	283	117
	覚醒剤取締法	13	5	10	8	5	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	1	0	7	2	5	0

# 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉

サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他

の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

#### （就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

#### （非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### （就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした

者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

#### （住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重

要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ない

で、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。